

海 外

米 州 諸 国

◇米国、公定歩合を引下げ

1. 連邦準備制度理事会は7月10日、傘下12地区連銀が公定歩合を0.5%引下げて6.0%とし、翌日から実施することを承認した。

今回の引下げは、84年11、12月、85年5月、86年3、4月の引下げ(各0.5%、9.0%→6.5%)に続く今次緩和局面では6回目の措置であり、この結果公定歩合は78年1月(6.0%)以来の低水準となった。

2. 今回の措置の背景として、同理事会は「最近の市場金利の低下に追随しつつ、これまでの緩和スタンスの枠内で採られた措置である」と述べるとともに、とくに①米国およびその他の先進工業諸国の経済成長が比較的弱く供給余力も十分であること、②主要商品市況が低下したのをはじめ物価が全般的に落ち着いていること、③広義マネーサプライM₂、M₃が年初に設定した目標値のほぼ中心付近で推移していること、を具体的な要因として挙げている。

◇米国連邦準備制度理事会、87年マネーサプライ目標値等を発表

1. ボルカー連邦準備制度理事会議長は、7月18日、恒例の議会への半期報告書を公表し、これに基づいて23日、上院銀行・住宅・都市問題委員会において、当面の金融政策運営方針につき証言を行い(29日には下院銀行・財政・都市問題委員会において同様の証言)、マネーサプライ目標値等を以下のように設定する旨明らかにした。

(1) 86年目標値については、各指標とも本年2月に設定した目標値を維持。もっとも、M₁の動きは他の量的金融指標と併せてみていくことを改めて強調するとともに、目標値を上回る増加を容認するとし、事実上M₁を棚上げ。

(2) 87年暫定目標値については、M₂、M₃は景気の若干の加速を見込みながらも物価安定に整合的な増加率となるよう、上・下限ともに86年目標値比0.5%引下げ。一方、M₁については流通速度が再び安定化することを前提にとりあえず本年と同じ目標値を設定、ただし翌年初め(半期報告書によると本年末)にM₁の適切な目標値とその金融政策上の位置付けについて細心の注意を払って見直しを行う。

2. また、同議長はこれに関連する証言の中で次のような見解を示した。

(1) 米国経済の現状については、家計部門の好調持続の一方、生産の減少にみられるように製造業を中心とした企業部門の停滞が続いているという対照的な動きを指摘。すなわち、本年上期中は、個人消費、住宅投資が原油価格下落や金利低下のプラス効果から堅調を持続したが、一方で設備投資が稼働率の低下、石油関連産業の不振、商業用ビルの高空室率、および税制改革の帰趨に対する不透明感などから不芳であり、また輸入の増加により純輸出が依然大きなマイナス要因であったため、景気は停滞気味に推移した。なお、こうした純輸出の不振は、①ドル安効果の顕現化の遅れ、②内外の成長率格差、がその原因としたうえで、ドル安効果顕現化の遅れについては、そもそも為替レートの変化が貿易構造を改善するには長い年月を要するものであり、同時に、①海外の輸出企業が自社の利益幅を圧縮することによりドル安の輸入価格への転嫁を抑えていること、②ドルが多くの発展途上国の通貨に対しては継続的に切上がっていること、などの事情も指摘

マ ネ ー サ プ ラ イ 目 標 値 等

(単位・%)

	86年 目標値	86年2月 時 点	87年暫定 目標値
M ₁	+ 3～ 8	+ 3～ 8	+3 ～ 8
M ₂	+ 6～ 9	+ 6～ 9	+5.5～ 8.5
M ₃	+ 6～ 9	+ 6～ 9	+5.5～ 8.5
国内非金融部門負債残高 (モニタリング・レンジ)	+ 8～11	+ 8～11	+8 ～11

(注) いずれも各年第4四半期平残の前年同期比。

した。

また、今後はこうしたドル高是正による貿易収支改善効果が顕現化し、87年中の生産増加に重要な役割を果たすとみられるものの、その効果にはおのずから限界があり、ドルを必要以上に下落させることは、①米国内に強いインフレ圧力を持ち込み、②海外からの自発的な資本流入を阻害して金利上昇圧力となる一方、③他国の成長維持を困難化する、など米国にとっても貿易相手国にとってもマイナス効果が大きく、したがって貿易収支改善策として為替調整に過度に依存することは明らかに危険であることを強調している。このため、世界各国の政策協調、とくに日欧主要国の内需拡大を強く求める一方、米国自身としては引続き財政赤字削減を推進することが重要である旨指摘している。

この間、インフレ率については、原油価格下落や賃金の落ち着き等を映じこのところ鎮静化をたどってきたが、①原油価格は下げ止まり先行き反騰に転じうること、②ドル安に伴う輸入品価格の上昇が見込まれること、から87年には本年より幾分上昇する見込みにある。

——上記マネーサプライ目標値等の設定に際しての連邦準備制度の経済見通しは次のとおり。

	86年見通し		87年見通し
		86年2月時点	
実質GNP (第4四半期前年比)	+2.5 ~3	+ 3 ~3.5	+ 3~3.5
名目GNP (")	+4.75~5.75	+ 6.5~7.25	+ 6~7.5
GNPデフレ率 (")	+2.25~2.75	+ 3 ~4	+ 3~4
失業率 (第4四半期平均) (注)	7	約 6.5	約 6.75

(注) 含む軍人ベース。

(2) 金融政策は、86年入り後現在に至るまでおおむね緩和気味の市場運営を維持しており、公定歩合の引下げを3回にわたり実施した。もっとも、公定歩合引下げの時期と幅については、為替市場において過剰反応が生じることのリスクを勘案して慎重に検討を重ね、3月、4月の引下げに際しては他の主要国の利下げと時期を同じくすることによりドル相場への影響を最小限にとどめた経緯がある。

また、今回とりあえずM1を事実上棚上げとしたのは、①M2、M3といった広義マネーサプライが目標値の中心付近で推移していること、②景気拡大テンポが

一般的に緩慢であり先行きの過熱を示す兆候もないこと、③商品市況が軟化し工業製品価格も落ち着いていること、からみてM1の急増^(注)が過剰流動性によるインフレを引き起す懸念は少ないとの判断によるものである。

(注) 本年上期のM1急増については、

- ① 金利低下および長短金利差の縮小に伴い決済性預金(要求預金、NOW勘定等)保有の機会費用が低下したこと、
- ② とくにNOW勘定は利付であるため機会費用の低下率が大きく、また決済勘定というよりも、もともと貯蓄勘定としての性格が強いため、他の貯蓄手段の代替として大量の資金流入がみられたこと、
- ③ 要求預金については、金融取引増を映じた決済需要の増加に加え、金利低下の下で企業が債務者預金の積増しを要求されたこと、

を一応の理由に挙げているが、M1の流通速度低下は上記要因だけでは説明し切れないとして、M1と実体経済との関係が不安定化しているとの見方を再確認。

この間、本年1~3月の金利自由化(本年1月号「要録」参照)は、M1等量的金融指標の動きにほとんど影響を与えなかったとの認識。

(3) 累積債務問題については、中南米等の累積債務国は、将来の成長のために、当面は景気後退、輸入の抑制、生活水準の引下げ等の犠牲を甘受するなど、総じて対外収支改善のために尽力していると評価している。

しかしながら、累積債務問題の解決には債務国側の努力だけでは不十分で、先進工業国側においても世界経済の持続的な成長と発展途上国に対する市場開放に努め、世界的な貿易不均衡の是正に努力する責任があることを強調した。

◆米国内閣、税制改革上院案を採択

1. 米国内閣本会議は、6月24日、①税制の簡素化、②納税者の負担公平化、③課税基盤の拡大、④税率の引下げ等を目的とする税制改革上院案を採択した。本案は、レーガン大統領により84年1月の一般教書で税制改革の基本方針が示されたのち、大統領案の議会提出(85年5月、60年6月号「要録」参照)、下院案の採択(85年12月、下院本会議)を経て上院で審議されていたものである。

今回採択された上院案の概要は図表1のとおりで、個人所得税率区分を15%と27%の2段階のみにするなど大

(図表1)

米 国 に お け る 現 行 税

	現 行 制 度	大統領案(85/5月)
(個人所得税関連)		
1. 税 率	14～15区分(11～50%)	3区分(15、25、35%)
2. 人的控除	1,080ドル	2,000ドル
〔本人、配偶者、扶養家族、高齢者<65歳以上>、盲人の各項目に該当するごとに〕		
3. 課税最低所得(概算控除)		
〔単 独 申 告〕	2,480ドル	2,900ドル
〔夫婦合算申告〕	3,670ドル	4,000ドル
〔世帯主申告〕	2,480ドル	3,600ドル
4. 所得控除		
① 住宅ローン利子	全額が控除対象	「主たる住宅」に係る金利のみ控除対象
② 州・地方税	控除対象	控除対象とせず
③ キャピタル・ゲイン	60%所得控除 (最高税率20%)	50%所得控除 (最高税率17.5%)
(企業関連)		
1. 法人税最高税率	46%	33%
2. 投資税額控除 〔研究開発費に対する特例〕	投資額の6～10% 〔25%〕	廃 止 〔25%〕
3. 減 価 償 却	加速度償却制度 (5分類、期間3～19年)	投下資本回収制度 (加速性を緩和、6分類、期間4～28年)
実 施 日	—	86年1月1日

統領案をも上回る大幅な税制簡素化を織込んでいるが、個人減税を法人増税で賄い税収全体には中立的である点は大統領案、下院案と軌を一にしている(図表2参照)。また、下院(野党民主党が多数派)案と比較すると、法人最高税率の引下げ、加速度償却制度の維持などにより法人に対する増税幅を抑える(5年間の法人税増収分、下院案約1,400億ドル→上院案約1,000億ドル)一方、個人に対しては各種控除の圧縮、廃止等により減税幅を縮小している点が特徴的。

2. 本案については、現在両院協議会において調整が進められているが、レーガン大統領が本案を基本的に支持

する意向を明らかにしていること等から、9月中にも上院案に沿った内容の最終案が正式に立法化されるとの見方が強まっている。

制と改革案との比較

下 院 案(85/12月)	上 院 案(86/6月)
<p>4区分(15、25、35、38%) <86/7月から実施> 項目別控除を行う者 1,500ドル 項目別控除を行わない者 2,000ドル 高齢者、盲人に対する控除は廃止</p> <p>2,950ドル } 4,800ドル } 87年から実施 4,200ドル } (高齢者、盲人には600ドル加算)</p> <p>「主たる住宅」と「セカンド・ハウス」に係る金利のみ 控除対象 控 除 対 象</p> <p>42%所得控除 (最高税率22%)</p>	<p>2区分(15、27%) <87/7月から実施> 1,900ドル(87年) 2,000ドル(88年以降) 高所得者には適用せず</p> <p>3,000ドル } 5,000ドル } 88年から実施 4,400ドル } (高齢者、盲人には600ドル加算)</p> <p>「主たる住宅」と「セカンド・ハウス」に係る金利のみ 控除対象 所得税、不動産税、財産税は控除対象 売上税の控除は制限 所得控除を廃止 (一般の個人所得税率を適用、最高税率27%)</p>
<p>36%(86/7月から実施) 廃 止 [20%] 投下資本回収制度 (加速性をより緩和、10分類、期間3~30年)</p>	<p>33%(87/7月から実施) 廃止(86/1月に遡及) [25%] 不動産以外 加速度償却制度 (5分類、期間3~15年) 不 動 産 加速度償却制度を廃止 (2分類、期間27.5~31.5年)</p>
86年1月1日	87年1月1日

(図表2)

上院案による各年度毎の税收増減(△)額(現行比)

(単位・億ドル)

年 度	86	87	88	89	90	91	86~91計
個 人 所 得 税	+ 8	+ 6	△ 356	△ 338	△ 177	△ 143	△ 1,000
税 率 引 下 げ	—	△ 25	△ 529	△ 477	△ 367	△ 360	△ 1,758
人 的 控 除 引 上 げ	—	△ 131	△ 262	△ 271	△ 291	△ 313	△ 1,269
課 税 最 低 所 得 引 上 げ	—	△ 11	△ 59	△ 80	△ 87	△ 96	△ 332
共 稼 ぎ 控 除 廃 止	—	+ 14	+ 61	+ 58	+ 62	+ 66	+ 262
利 子 控 除 の 縮 小	—	+ 7	+ 51	+ 66	+ 78	+ 80	+ 282
売 上 税 控 除 の 縮 小	—	+ 7	+ 46	+ 39	+ 40	+ 42	+ 175
医 療 費 控 除 の 縮 小	—	+ 4	+ 23	+ 22	+ 23	+ 24	+ 96
I R A 控 除 の 縮 小	—	+ 17	+ 52	+ 57	+ 62	+ 67	+ 255
投 資 税 額 控 除 の 廃 止	+ 9	+ 45	+ 36	+ 45	+ 56	+ 65	+ 255
法 人 税	+ 66	+ 231	+ 152	+ 128	+ 173	+ 254	+1,004
税 率 引 下 げ	—	△ 81	△ 229	△ 306	△ 326	△ 339	△ 1,280
減 価 償 却 の 変 更	—	△ 9	△ 23	△ 22	△ 2	+ 40	△ 16
投 資 税 額 控 除 の 廃 止	+ 74	+ 193	+ 192	+ 243	+ 284	+ 323	+1,309
ミ ニ マ ム ・ タ ッ ク ス の 引 上 げ	—	+ 39	+ 69	+ 72	+ 73	+ 80	+ 333
そ の 他 と も 計	+ 74	+ 228	△ 207	△ 211	△ 4	+ 110	△ 10

欧 州 諸 国

◆西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(ベルリン、Ifo、ハンブルク、エッセン、キールの各経済研究所)は4月28日、恒例(通常春、秋の2回)の共同経済見通しおよび政策提言を発表した。その要旨は以下のとおり。

1. 経済見通し

西ドイツの景気は、厳冬の影響等からここ数か月足踏み状態となったものの、その後は上昇過程に復帰。86年の実質成長率は、原油価格や金利低下の効果もあって、+3.5%(85年+2.4%)と今次景気回復局面で最高の伸びとなり、こうした景気拡大は87年も持続しよう。

需要項目別にみると、個人消費は高い賃上げ率、雇用者数の増加、減税などによる家計所得の増加を背景に、実質で+4.5%(85年+1.7%)と過去10年で最も力強い伸びが見込まれる。また設備投資も、消費等内需の堅調持続、設備稼働率の上昇、および機械化(OA、FA)関連

へのニーズなどから引続き好調を維持する見通し(85年+9.3%→86年+8.0%)。不振の続いていた建設投資はようやく底を打ち、公共工事などを中心に増加には転じるものの、その程度については86年中は小幅なものにとどまろう。輸出についてはマルク高の進展にもかかわらず、世界貿易量(+4%)程度の伸びは見込まれよう。これに対し輸入は内需好調を映じ、輸出の約2倍のテンポで増加するとみられる。もっとも交易条件が著しく改善することから、名目の貿易収支・経常収支はともに黒字幅が拡大する見通し(貿易収支85年734億マルク→86年1,000億マルク、経常収支85年388億マルク→86年600億マルク)。

こうした状況下雇用情勢についてみると、雇用者数の増加は+30万人と、前年(+20万人)を上回る一方、失業者数は79年以来初めて減少に転じる(85年平均230万人→86年平均223万人)見込み。この間物価面では、消費者物価(個人消費デフレーター)はドル安・原油価格下落の影響から年央まで下落し、その後は緩やかに上昇に転じるが、年平均の上昇率は+0.5%と、54年以来の低いものとなる。

西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比・%)

	85年	86年 (見通し)
実質GNP	2.4	3.5
個人消費	1.7	4.5
政府消費	2.1	2.0
固定資本形成	△ 0.3	4.0
機械設備	9.3	8.0
建設	△ 6.2	1.0
輸出	7.2	3.0
輸入	4.7	5.5
個人消費デフレーター	2.0	0.5
失業者数(万人)	230	223

2. 政策提言

- (1) 金融政策については、物価安定の下、ブンデスバンクに対して追加的な公定歩合の引下げを求める声がある。しかし、外的要因を除いた国内のコスト・物価は2%程度の上昇を示し、今後はさらにその伸びを高める見込みであることを考えると、利下げは好ましくない。ここ数か月のマネーサプライの増加は、実体経済の潜在供給力の伸びをはるかに上回っており、金融面では相当緩和(ein monetärer Überhang)された状態にある。もし、こうしたマネーサプライの増加傾向が続くならば、78年と同様、ついにはインフレを招来し、生産と雇用の持続的増加を妨げることとなろう。
- (2) 賃金面では、原油等原燃料価格下落によって生じた余裕をすべて賃上げに振向けることは、企業の投資意欲を減退させ、結果的に雇用が増大しないこととなるので好ましくない。今年の賃上げについては、企業収益の増加が見込めることから雇用抑制には作用していないが、原油価格の下落が1回限りのものであることを考えると、今年の実質賃金の上昇を来年の賃金交渉の基準あるいは下限とすることは、雇用増加のチャンスが無に帰すばかりか、景気上昇の妨げにもなりかねない。また今年の賃上げは低所得者層に厚いものとなったが、これは技能を持たない労働力の雇用機会を一層狭めることになる一方、高技能習得への職能教育のインセンティブを減ずることとなり、好ましくない。
- (3) 財政政策については、財政の健全化が進められてきている一方、公営企業の民営化、補助金の削減といっ

た面ではほとんど進展がみられていない。最近増大している非効率な補助金支出を削減し、これを新たな減税に振向けた方が、中期的な成長確保と雇用促進には有効である。

◆ブンデスバンク、外銀現地法人の国債シンジケート団参入を認可

1. ブンデスバンクは6月16日、外銀現地法人の代表を招集し、西ドイツ国債のシンジケート団への参入問題について要旨以下のとおり伝達した。

(1) ブンデスバンクは連邦政府とも協議のうえ、7月債から国債(連邦政府債、連邦郵便債、連邦鉄道債)シンジケート団への外銀現地法人の参入を認めることとした。ブンデスバンクはこれまで西ドイツ資本市場の国際化を徐々に進めてきたが、今回の措置もこうした流れに沿うものである。

(2) 参入の方式としては外銀現地法人グループを設け、20%の引受けシェアを割当てる。したがって既存の独銀の引受シェアは一律削減されることになる。

(3) 国債シンジケート団メンバーとしては、市況の好調・不調にかかわらず永続的に安定した消化能力を有することが前提条件となる。

2. これを受けて、外銀現地法人19行^(注)が新たに参入を認可され、7月中旬発行の連邦政府債からシンジケート団に参加。

(注) 国別の内訳は以下のとおり。

日系6、米国系4、フランス・スイス系各3、オランダ・カナダ・スウェーデン系各1。

なおこれらのほかに、独銀を買収してすでにシンジケート団メンバーとなっているものが10行存在。

◆西ドイツ政府、87年度予算案等を閣議決定

西ドイツ政府は7月1日、87年度予算案および中期財政計画(88~90年度)を閣議決定した(ブンデスバンク正副総裁出席)。今次予算案等の概要は以下のとおり。

1. 87年度予算案

(1) 歳出総額は2,710億マルク、前年度予算比+2.9%と、引続き緊縮スタンスを維持。もっとも財政赤字額は、①付加価値税収のEC拠出割合増加等に伴う税収の伸び悩み(86年度2,118億マルク→87年度2,213億マルク)、②米国金利の低下およびドル相場下落を映じたブンデスバンク納付金の大幅減少(同126億マルク→同70億マルク)、などから歳入が伸び悩むため、前年度比わずかながら増加(同237億マルク→同243億マルク)。

(2) 歳出面では、石炭産業助成金の増加(同7億マルク→同21億マルク)に伴う経済省予算(前年度比+17.6%)や過剰ミルク買上げ等農業補助金の増加に基づく農業関係予算(同+13.0%)の増加が目立つ。また伸び率(同+1.8%)こそ低いものの、失業対策関連で労働・社会省に引続き最大の予算配分(595億マルク、歳出総額中シェア22.0%)を行っている。

(3) 歳入面では、フォルクスワーゲン(自動車)、フェバ(エネルギー、化学)など政府出資企業の民営化を推進、政府保有株式の売却による歳入を見込んでいる点(87年度30億マルク、さらに88年度も15億マルクを予定)が特徴的^(注)。

(注) この点につきシュトルテンベルク蔵相は、「ブンデスバンク納付金減少等による歳入減の穴埋めを意図したのではなく、市場の活性化を推進するという構造政策上の観点から決定したもの」とコメント。

2. 中期財政計画

歳出総額の伸びは88年度から90年度まで毎年+2.9%に抑制。財政赤字額は、所得税減税の第2段階実施の影響から88年度に増加をみるがその後は減少に転じ、90年度には223億マルクまで縮小する見通し。

87年度予算案および88～90年度中期財政計画

(単位・億マルク)

	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
歳出総額 (前年度比、%)	2,635 (+2.5)	2,710 (+2.9)	2,788 (+2.9)	2,868 (+2.9)	2,950 (+2.9)
財政赤字額 (前年度比増減△額)	237 (+13)	243 (+6)	260 (+17)	251 (△9)	223 (△28)

(注) 86年度は成立予算ベース。

◆フランス、社会保障会計の赤字対策を発表

1. セガン社会問題・雇用相は7月1日、先行き巨額の赤字が予想されている社会保障会計(Sécurité Sociale)の立直しを図るため、骨子以下のような対策を発表した(本対策については所要の国会審議を経たうえで実施の予定)。

(1) 86～87年中の課税対象所得の0.4%相当額を特別徴収^(注)(増収額は総計97億フラン、徴収時期は未詳)。

(注) 前社会党内閣が実施していた特別徴収制度(前年度課税対象所得の1%、85年初撤廃)を、率を引下げて再導入するもの(59年10月号「要録」参照)。

(2) 個人の給与に係る老齢年金(Assurance Vieillesse)の負担率を0.7%ポイント引上げ(本年8月1日より実施、増収額は今後87年末までに104億フラン、なお企

業の負担料率は不変)。

(3) 「社会保障会計委員会(La Commission des Comptes de la Sécurité Sociale)」の改組および老齢年金に関する特別委員会の設置。

2. 本件に関し、同相は「本措置はわが国で最も輝かしい成果を収めている制度の1つである社会保障制度の保持を企図したものである。とくに老齢年金については、前社会党内閣の退職年齢引下げ措置(65→60歳、83年4月実施)によって、過大な負担増が続く見込みにあるため、特別委員会に対し老齢年金制度維持のための具体的な措置を本年末までに答申させる方針である」旨コメントしている。

◆フランス、包括的な輸出振興策を発表

1. ノワール貿易担当副大臣は7月3日、フランス企業の輸出競争力改善を狙って包括的な輸出振興策(Plan Export)を発表した。本措置の骨子は、以下のとおり。

(1) 為替管理の緩和

イ、製造業者およびサービス業者等が行う輸入予約については、従来「最長6か月以内」とされていたが、この制限を撤廃(原材料の調達を輸入に頼って

いる輸出業者の為替リスクの軽減が狙い)。

ロ、外貨建輸出代金のフランへの転換期限を、従来の「受領後1か月以内」から「同3か月以内」に緩和。

(2) 対外投資に関する税制面での優遇措置導入

中小企業等による海外への商業的投資促進のため、次の措置を導入。

イ、一定の限度の下で税法上の優遇措置^(注)を拡大(具体的内容は後日発表の予定)。

ロ、所定の国に対する最初の商業的投資が一定額(87年度予算案で明示)を下回っている場合には、上記税法上の優遇措置適用にあたっては行政上の事前承諾不要の扱いとする。

(注) フランスの税法では、海外に販売小会社、調査事務所等を設置する企業は、当局の事前承諾を前提に、その投資額を5事業年度にわたって課税対象所得から控除(その後6事業年度から5年間で、同額を課税対象所得に戻入)しうることとされている。

(3) 大型輸出契約(プラント輸出等)における金融面での優遇条件設定。

- (4) 国際経験が豊富な人材の育成(青年の海外派遣の積極化等)。
 (5) 貿易に携わる公的諸機関の活動状況の点検・見直し。

85年7月26日	11.0	12.0
	↓	↓
86年3月4日	10.0	11.0
	↓	↓
7月9日	9.0	(廃止)

アジア・大洋州諸国

◇タイ中央銀行、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は7月8日、公定歩合の1%引下げ(10.0%→9.0%)を決定、翌9日から実施した。今回の公定歩合の変更は、本年3月3日の引下げ(11.0%→10.0%、本年4月号「要録」参照)以来の措置であり、この結果同国の公定歩合は76年以来約10年ぶりの低水準となった。

本措置は、緊縮財政の下で、金融面からの国内景気浮揚を狙ったものであり、対商業銀行貸付枠の拡大(3,826百万パーツ→5,984百万パーツ)、高率適用制度^(注)の廃止も併せて実施した。

なお、最近の公定歩合の推移は次のとおり。

	基準貸付金利	高率適用貸付金利
83年1月12日	11.5%	13.0%
	↓	↓
12月9日	13.0	14.5
	↓	↓
84年11月13日	12.0	13.5
	↓	↓

(注) 中央銀行の対商業銀行貸付のうち、各商業銀行の預金残高の1%相当額を超える部分には公定歩合+αの金利を適用する制度。

◇豪州、公定歩合を引上げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は7月末から8月初にかけて2度にわたる公定歩合(政府証券を対象とする公開市場操作の際の適用金利)引上げを実施した(7月28日14.6%→16%、8月1日16%→18%、いずれも即日実施)。本措置は、最近における豪ドルの対米ドルレート下落に対処して採られたものである。

なお、7月28日には次のような対豪投資規制の緩和も併せて実施された。

- ① 製造業に対する投資について、政府機関による審査を簡略化し、国益に反しない限り自動的に承認する。
- ② 不動産、ホテルへの投資について、持株比率規制(非居住者の持株比率50%未満)を撤廃する。
- ③ 公募外債の利子に対する源泉課税(10%)を撤廃する。